

III 就職活動の進め方

11. 内定通知

- 1) 一般的に「内定」とは施設から本人に「内定通知書」が送付された状態をいいます。
- 2) 「内定通知書」には、「施設宛の就職承諾書」が同封されているケースが多いです。
- 3) 本人がこの「就職承諾書」を施設に提出することにより事実上の就職決定となります。
- 4) 「就職承諾書」を施設に提出する時も、「あいさつ文」を添えておくことが重要です。
- 5) 「内定」の通知・連絡方法は、施設により様々なので十分注意が必要です。
- 6) 電話連絡を受けた場合には、正式な「内定通知書」はどのような方法でいただけるのか必ず確認しておいて下さい。

○重複内定

複数の施設から「内定通知」を受けた状態のことを「重複内定」という。
「重複内定」を受けた場合、自分が就職する施設を確定して下さい。それと同時に、辞退する施設には、時機を逸すことなく速やかに「内定辞退」の手続きをして下さい。